

平成31年度版

菰野町部活動ガイドライン

平成31年4月
菰野町教育委員会

はじめに

部活動は、学校教育の一環として、教育課程と関連付けて取り組まれる重要な教育活動であり、子どもたちの人格的成長に大きな役割を果たしてきました。さらには、生徒指導面、進路指導面においても大きな役割を果たしてきたと言えます。

一方、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化してきたことで、学校に求められる役割が拡大するとともに、生徒数の減少やそれに伴う教員数の減少により、専門的な指導力をもった顧問の不足が見られ、部活動に様々な制限や制約が生じている現状があります。

また、部活動に対する生徒や保護者の期待やニーズの変化、生徒の健康面や望ましい集団づくりへの配慮、さらには部活動指導にあたる教員の多忙化など新たな課題も見受けられ、教員が、授業等の教育指導に専念しづらい状況になってきている現状があります。

菰野町においても、全国同様、教員の長時間勤務は課題となっており、その要因の一つとして部活動指導における時間があげられています。

課題がある一方で、部活動が持つ教育的意義は大きく、生徒が目標をもち、その実現に向けて日々活動する中で、自分自身を見つめ、自分の良さや居場所を見出したり、自己肯定感を育んだりすることのできる貴重な場や時間を提供してきました。あわせて、部活動を通して、豊かな人間関係を築くとともに、生徒に生涯にわたってスポーツや文化・芸術（及び科学）等に親しむ態度を育み、自主性や協調性、責任感、連帯感等を養ってきました。

このような状況の中、教員の長時間勤務が問題視され、平成28年4月、文部科学省内に「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」が設けられました。この中では、とりわけ、部活動における休養日の設定の徹底をはじめとした運営の適正化や教員の勤務時間管理の適正化の必要性が示されています。

このような現状や課題を踏まえ、三四地区1市3町の教育委員会で連携協議し、これまで大切にされてきた部活動の意義や留意点を今一度ふり返るとともに、現状における課題解決を目指すことで、より一層の充実とともに持続可能な部活動のあり方について共有すべく、ここに「菰野町部活動ガイドライン」としてまとめることとしました。

本ガイドラインは、活動日数や時間に制限をかけ、部活動を縮小していこうとするのではなく、子どもたちの心身のより健全な成長や教員の働き方改革につながるよう、部活動のあり方を見直すための指針として示したものです。

町内中学校において、本ガイドラインを踏まえ、創意工夫して指導にあたり、本町の部活動がより効果的に行われることを期待しています。

平成30年3月
菰野町教育委員会

— 目次 —

| | |
|-----------------|----|
| はじめに | 1 |
| 1 目次 | 2 |
| 2 部活動の意義 | 3 |
| 3 部活動の位置付け | 3 |
| 4 指摘されている部活動の課題 | 4 |
| 5 部活動の方針等の策定 | 4 |
| 6 適切な部活動の実施に向けて | |
| (1) 適切な部活動数の設置 | 4 |
| (2) 顧問の役割 | 5 |
| (3) 部活動実施計画の作成 | 6 |
| (4) 事故防止と安全管理 | 6 |
| (5) 休養日・活動時間の設定 | 7 |
| (6) 顧問の指導力向上 | 8 |
| (7) 保護者・地域との連携 | 8 |
| (8) 合同チームの取り組み | 8 |
| (9) 体罰の禁止 | 9 |
| 7 部活動支援 | |
| (1) 大会派遣経費等の補助 | 9 |
| 【参考文献】 | 10 |

2 部活動の意義

中学校における部活動は、共通の興味・関心のあるスポーツ・文化的活動において一つの目標に向かって取り組み、心身ともに大きく成長する中学生期にとって、大変有意義な活動である。

大会やコンクール等に向けて努力することは、困難に打ち勝とうとする強い精神力を養うことにつながり、心・技・体を向上させる上で、部活動が担う役割は大きなものがある。

また、異学年が目指す目標を一つにして集団を形成し取り組む部活動は、仲間づくりの視点からも効果的であり、コミュニケーション力の育成にも大きな役割を果たすといえる。

このように、部活動の果たす役割は大きく、中学校に欠かすことのできない活動となっている。

3 部活動の位置付け

中学校の部活動は、学習指導要領において、以下のように位置付けられている。

○中学校学習指導要領（平成29年3月公示）【抜粋】

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第2章 各教科 第7節 保健体育 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする

(6)第1章総則の第1の2の(3)に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

部活動は教育課程外の活動ではあるものの、その教育的効果から、教育課程との関連を図り取り組むことが求められている。

4 指摘されている部活動の課題

(1) 教員の負担増

- ①国際調査によると、日本の中学校教員の勤務時間は参加国・地域の中で最長であり、その中でも部活動の指導時間が特に長い。
- ②教員が放課後の部活動指導に時間を過度に費やすと、授業準備、生徒との個別面談や家庭訪問、外部専門家や関係機関との連携を図る上で支障となると懸念される。
- ③運動部活動顧問のうち、保健体育科以外の教員で担当している部活動の競技経験がない教員が半数程度いる。
- ④主として土日に開催される大会等への引率は教員が行っており、休日が休日とはならない状況となっている。審判等の大会運営業務も教員の負担となっている。
- ⑤常勤の教員は全員が顧問になることを原則としている。

(2) 生徒の負担増

- ①朝練習等の実施により、生徒の睡眠不足に伴う授業への影響が懸念される。
- ②運動部活動において、長時間の練習等による生徒のスポーツ障害が懸念される。

5 部活動の方針等の策定

- (1) 学校は、部活動がより良い活動となるよう、本ガイドラインを参考に、「学校部活動ガイドライン」を策定する。学校の実情に応じて、毎年見直しを図ること。
- (2) 「学校部活動ガイドライン」には、休養日及び活動時間の設定（長期休業期間を含む）について、必ず明記すること。
- (3) 「学校部活動ガイドライン」は、保護者や地域の理解を得るため、学校ホームページやPTA総会等の機会を通じて公表することが望ましい。

6 適切な部活動の実施に向けて

(1) 適切な部活動数の設置

- ① 校長は、生徒や教員の人数を踏まえ、適正な数の部を設置する。
- ② すでに設置している部活動の廃部を検討する場合は、現在加入している生徒の活動が損なわれることのないよう、長期的な展望のもと、校長が廃止を決定する。

- ③ 新しい部活動の設置を検討する場合は、周辺の中学校の該当部活動設置状況や長期的に存続が可能であるかどうかを校内で十分協議した上で、校長が決定する。また、生徒のニーズを踏まえた部活動であるかどうかも十分検討すること。

(2) 顧問の役割

① 工夫した部活動の運営

* 学校教育において部活動が果たす役割を理解し、生徒の自己実現が図られるよう、部活動の運営を工夫する。

② 年間・月間活動計画の作成及び計画に基づいた運営

* 作成した計画は早い段階で生徒及び保護者に周知し、共通理解のもと部活動を運営する。

* 生徒及び顧問自身の健康面に十分配慮し、無理のない計画を立てる。

③ 生徒の指導・育成

* 技術指導はもちろんのこと、集団における規範意識やコミュニケーション力の向上を図り、中学生としてあるべき望ましい姿について、部活動を通して育成する。

④ 部活動目標の明確化と目標に向かって取り組む集団作り

* 生徒が自主的・意欲的に活動できるよう、活動目標を明確化するとともに、目標達成のために部員が一丸となって取り組むことができる集団作りに努める。

⑤ 事故防止と安全指導

* 在籍する部員を掌握し、部員の健康管理、事故防止と安全指導を行う。

⑥ 他の教員との連携

* 担任をはじめとする他の教員との連携を図り、生徒の学校生活を支援する。

⑦ 部活動ミーティングの実施と運営の補助

* 部活動が生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることに留意し、目標達成に向けた活動が適切に行われよう、部員主体のミーティングを実施させ、その運営の補助をする。

⑧ 校外活動における生徒引率

* 大会や練習試合、コンクールなど、校外で活動を行う場合の生徒引率を行う。

⑨ 保護者との連携、調整（活動の理解や具体的対応等）

* 部活動が円滑に行えるよう、保護者との連携を密に図り、理解が得られるよう努める。

⑩ 近隣の学校や他団体等との連携、調整

*練習試合や合同練習又は大会やコンクール参加に向けて、他校や関係団体と連携を図り、部活動を円滑に運営する。

⑪ 施設、用具の管理

*部活動で使用する施設や用具を管理し、活動時における安全配慮に努める。

⑫ 部活動予算の管理

*学校で配当される部活動予算を計画的に支出し、適切な予算管理を行う。

(3) 部活動実施計画の作成

部活動の実施計画を立て、生徒や保護者に提示することは、顧問の大切な役割の一つである。

あらかじめ活動計画を知らせることで、家庭内での予定が計画しやすくなり、家庭事情も考慮したこのような配慮の積み重ねが保護者の部活動への理解につながり、ひいては大きな支援へとつながるものである。

① 年間実施計画

*年間を見通してどの時期にどのような活動を行うかを明確にし、校長に提出して承認を受けるとともに、生徒・保護者に提示する。校長への提出及び生徒・保護者への提示は4月中に行うこと。

*年間に参加する大会やコンクール等は、教育的意義や生徒及び部活動顧問の負担、部活動にかかる経費の観点から、精査して参加することが望ましい。

② 月間実施計画

*年度当初に提示した年間実施計画をもとに月間実施計画を作成し、校長に提出して承認を受けるとともに、生徒・保護者に提示する。校長への提出及び生徒・保護者への提示は前月中に行うこと。

(4) 事故防止と安全管理

① オーバーワークにならないよう、適宜休憩時間を確保するなどし、生徒の健康面に配慮した活動の計画的な実施に努めること。少なくとも1時間に1回以上の休憩時間を設けることが望ましい。

② 活動時の気象情報には十分留意する。特に、夏の高温・多湿の状況下においては、適切な水分補給や健康観察を行い、熱中症等に注意する。また、気象情報の収集に努め、夏の高温・多湿、雷や暴風雨・暴風雪等に対して、活動の中止や中断の判断を的確に行う。

- ③ 安全実施のため、原則、指導者は活動場所で指導する。
- ④ 活動中の事故未然防止に向け、活動スペースを十分確保し、危険な行動をとることがないように、指導を徹底すること。
- ⑤ 活動場所や施設、用具等の安全点検を毎月1回実施すること。使用頻度の高い施設や用具については、毎月複数回点検を実施することが望ましい。
- ⑥ 万が一事故が発生した場合は、救急車を要請するなど、生徒の人命を最優先した対応を取ることを。

(5) 休養日・活動時間の設定

休養日及び活動時間については、生徒及び教員の健康面を考慮し、以下の通りとし、各校において確実に実施するものとする。

【休養日】 1週間のうち、少なくとも2日を休養日とする。内、1日は土日に設定をする。

① 平日の休養日について

* 平日に設ける休養日については、学校で定めた部活動停止日（職員会議、校内研修会等）と兼ねることができる。ただし、定期テスト前の部活動停止期間のまとめ取りによる設定は認めない。（確実に週2日間の休養を取らせる）

* 平日の休養日は学校単位で決定することが望ましいが、活動場所の関係から、各部活動単位で決定することも可とする。

* 原則、休養日は計画的に設定するが、屋外で活動する部活動が雨天のため、急きょその日を休養日に変更することはやむを得ないものとする。

② 土日の休養日について

* 大会やコンクール等の直前の土日の活動については、生徒及び教員の健康面を十分配慮した上で、校長の判断で実施することを可とする。

* 3日以上の日が連続する場合は、2日に対して1日の休養日を設定すること。

③ 長期休業中の休養日について

* 1週間のうち、2日を休養日とする。

【活動時間】

① 平日の活動時間について

*放課後の練習は、原則、2時間以内とする。活動時間が2時間を超える場合は、事前に校長の承認を得ること。ただし、実施においては、生徒及び教員の健康面を十分配慮すること。

*朝練習を実施する場合は、説明会や文書等において、その意義や効果等を保護者に説明し、十分な理解を得ること。開始時間は、原則、7時30分以降とする。

② 週休日及び休日（長期休業期間を含む）

*原則、3時間以内とする。

*活動内容（大会・練習試合・コンクールへの参加など）により、活動時間が3時間を超える場合は、事前に校長の承認を得ること。ただし、実施においては、生徒及び教員の健康面を十分配慮すること。

※活動時間とは、スポーツ・芸術文化等の活動に充てる時間をいう。

※活動場所への移動、準備や片づけを含め、効率的・効果的に行い、できるだけ短時間に終える。

(6) 顧問の指導力向上

① 教育委員会等が主催する指導力向上に係る研修会に積極的に参加し、指導力向上に努めること。

② 校内の教員同士で、指導方法に関する意見交換を密にし、異なる部活動であっても活用できる指導法については、積極的に活用すること。

③ 特に担当経験のない部活動顧問については、他校との部活動の交流を積極的に行い、他校の指導者から指導方法について積極的に学ぶこと。

④ 運動部顧問については、各競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニングを積極的に学び、短時間で効果が得られるよう、練習方法等に取り入れる工夫をすること。

⑤ 運動部顧問については、各スポーツ競技団体が作成する指導手引を活用し、合理的かつ効果的な練習方法等の研究に努めること。

(7) 保護者・地域との連携

① 部活動の方針や活動日程などを年度当初に丁寧に説明し、理解を得ること。

- ② 学校ホームページや部活動便り等を有効活用し、部活動の様子を定期的に保護者に発信し、理解を得る工夫をすること。
- ③ 部活動を運営する上で、経費の必要性が生じた場合は、事前に保護者に文書等を配付するなどして理解を得ること。
- ④ 対外的な活動（練習試合、大会、コンクール等）については、子どもの応援依頼を積極的に案内すること。
- ⑤ 活動中に生徒に問題が発生した場合、家庭訪問等により丁寧に説明をすること。
- ⑥ 活動中のケガについては、軽いと考えられるケガでも、家庭訪問等により丁寧に説明をすること。
- ⑦ 部活動を持続可能なものとするため、学校や地域の実態に応じて各種団体と連携を図り、部活動に取り組むことが望ましい。また、地域との連携を図った部活動の実施について、保護者に理解と協力を促すよう努めること。

(8) 合同チームの取り組み

- ① チームとして自校だけで対外試合等に参加できない場合は、他校と合同チームを組み、活動することができる。ただし、その場合は、校長の承認を得ること。
- ② 他校と合同チームを組む場合は、日常における練習活動日及び活動場所を顧問間で調整し、決定については校長の承認を得ること。
- ③ 他校と合同チームを組む場合は、部員や保護者の思いを必ず掌握し、理解を得よう努めること。
- ④ 合同チームを組む場合は、大会やコンクール等の出場について、その可否を事前に主催者に確認すること。
- ⑤ 合同チームでの活動場所が、自校を離れて行う場合、移動中の事故等に十分配慮すること。万が一事故があった場合は、保護者への連絡や救急車の要請など、適切な対応を取ること。

(9) 体罰の禁止

部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然である。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されない。体罰等は、直接受けた生徒のみならず、

その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすことになる。

体罰は、指導とは異なる明らかな暴力行為であり、学校教育法で明確に禁止されている決して許されない行為である。これまで体罰を「指導方法のひとつ」、「指導の一環」と捉える向きもあったが、学校は、そのような考えは改めるとともに、部活動をはじめ学校の教育活動全体における体罰根絶に向けて、外部指導者や地域とともに取り組まなければならない。

7 部活動支援

(1) 大会派遣経費等の補助

① 運動部

菰野町において、中体連主催大会である全国中学校体育大会、東海中学校総合体育大会、三重県中学校総合体育大会に、大会要項に基づき参加者として登録され、当該大会に参加する生徒に対し、必要経費の額を菰野町補助金等交付規則に則り生徒派遣補助金として交付する。

② 文化部

菰野町補助金等交付規則に基づき、全国大会及び東海地区大会、県大会以上のブロック大会等に参加する生徒に対し、予算の範囲内で補助対象費用の額を生徒派遣補助金として交付する。

【参考文献】

*学校現場における業務の適正化に向けて（文部科学省）

「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」平成28年6月17日

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/uneishien/detail/1372315.htm

*運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）平成30年3月19日

*文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁）平成30年12月27日

*三重県部活動ガイドライン 平成31年3月改定